

函館市訓令第 2 号

所 中 一 般
関 係 各 所

函館市事務専決および代決規程（平成 5 年函館市訓令第 2 号）の一部
を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

第 2 条第 1 項第 8 号中「観光部観光企画課長」を「観光部観光総務課
長」に改める。

別表第 3 子ども未来部子ども企画課の項第 1 号ア中「基づく」の後ろ
に「妊婦支援給付金，」を加え，同表中

「		(3) ひとり親家庭等医療助成費および 子ども医療助成費に関する受給資格 者の認定			○	を

「		(3) ひとり親家庭等医療助成費および 子ども医療助成費に関する受給資格 者の認定			○	に
	母子保 健課	(1) 妊婦のための支援給付に関する認 定および取消し			○	

改め，同表都市建設部都市整備課の項第 2 号中「宅地造成」を「宅地造
成等」に，「検査済証」を「検査済証等」に改め，同表中

「		(5) 土地区画整理事業の清算金に係る 延滞金の減免		○		を
	建築行 政課	(1) 支出負 担行為	ア 函館市いきいき住ま い改良資金融資制度に 係る貸付金		○	

		(5) 土地区画整理事業の清算金に係る 延滞金の減免		○	
--	--	-------------------------------	--	---	--

改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。